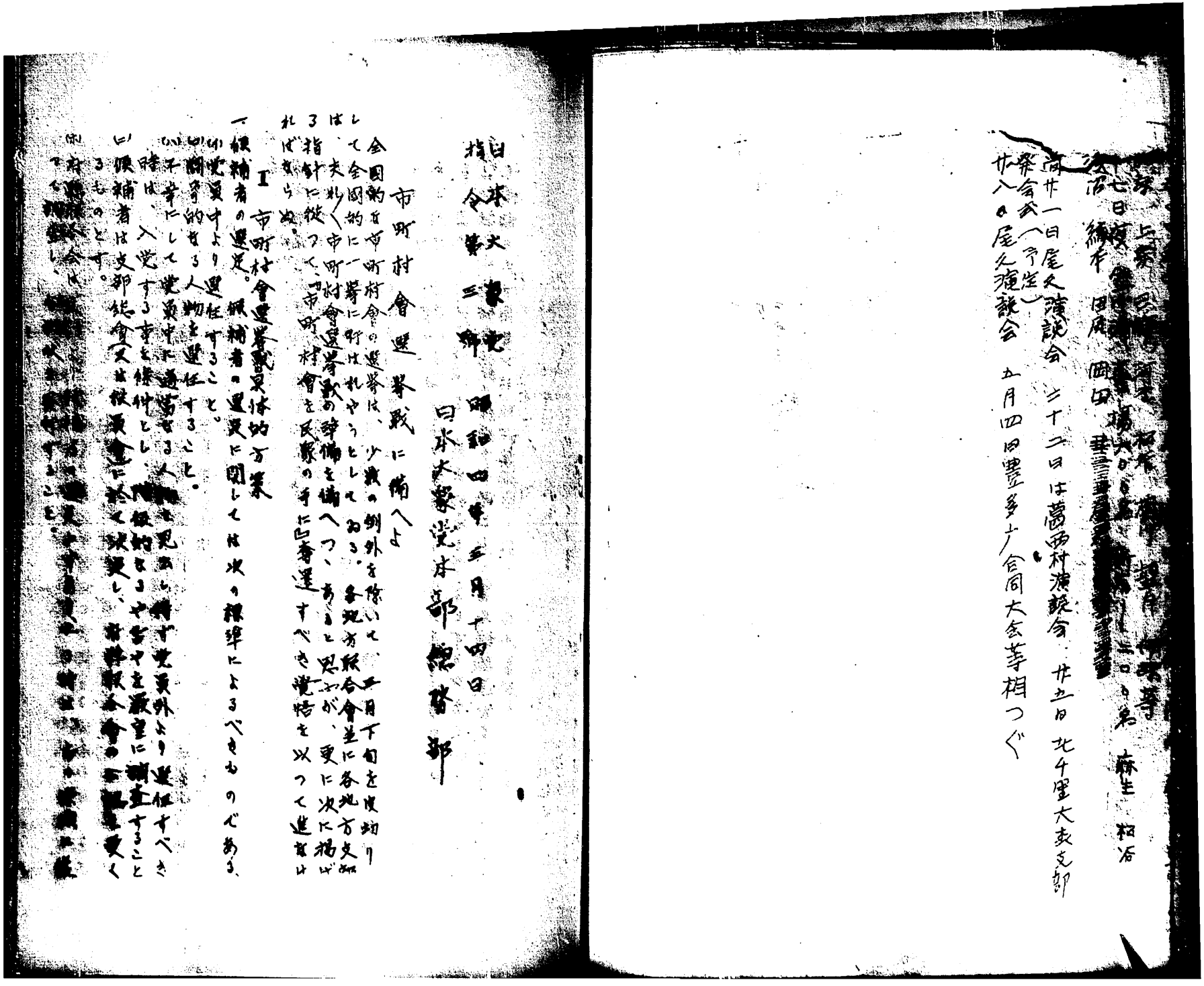

[illegible]上[illegible]等

七日夜[illegible]場大[illegible]二〇〇名 麻生 粕谷

沼 細布 田尻 岡田 [illegible]

而廿一日尾久演説会 二十二日は葛西村演説会、廿五日 北千住大衆支部

発会式（予定）

廿八日尾久演説会 五月四日豊多摩合同大会等相つぐ

日本大衆党

指令第三号　昭和四年五月十四日

日本大衆党本部総務部

市町村會選挙戦に備へよ

全國的な市町村會の選挙は、少数の例外を除いて、五月下旬を皮切りとして全國的に一斉に行はれやうとしてゐる。各地方聯合會並に各地方支部は夫々市町村會選挙戦の準備を備へつゝあると思ふが、更に次に掲げる指針に従つて、市町村會を民衆の手に奪還すべき覚悟を以つて進まなければならぬ。

I 市町村會選挙戦具体的方案

一、候補者の選定。候補者の選定に関しては次の標準によるべきものである。

(イ)党員中より選任すること。

(ロ)闘争的なる人物を選任すること。

(ハ)不幸にして党員中に適当なる人[illegible]を見出し得ず党員外より選任すべき時は、入党する事を條件とし、[illegible]級的なるや否やを厳重に調査すること。

(ニ)候補者は支部総會又は執行委員會に於て決定し、[illegible]聯合會の[illegible]を受くるものとす。

(ホ)[illegible]し、會は[illegible]すること。[illegible]